

重要伝統的建造物群保存地区有松における旧東海道沿い 建造物の重伝建登録前後の変容に関する一考察

青柳 由佳・岡村 裕次

A Study on Transition of Buildings along the Tokaidou Road in “Arimatsu” an Important Preservation District of Historic Buildings after Recorded

Yuka AOYAGI and Yuji OKAMURA

背景と目的

我が国は、戦後における高度経済成長の中で都市化が進み、町の個性が失われつつあるといわれる。さらに21世紀の少子高齢社会に突入して人口減少へと進み、歴史的資産が残されている地域においても空き家や空き店舗がみられるようになり歴史的資産を町の魅力として積極的に発信していこうという取り組みが地域住民や自治体の意識にみられるようになってきている。そのような取り組みの先駆けとなった京都市や高山市や金沢市の歴史的な町並み保存の条例制定の動きを受け、国は1975年文化財保護法を改正し「伝統的建造物群保存地区」制度を発足させ、現在までに117地区が選定されている(2017年11月28日現在)。

有松は愛知県名古屋市の南西部に位置し(図1)、慶長13(1608)年に東海道の宿場間に開かれた村で、その後有松紋によって栄えた。天明4(1784)年の大火により村のほとんどが焼失したことを契機に、防火対策として瓦屋根、

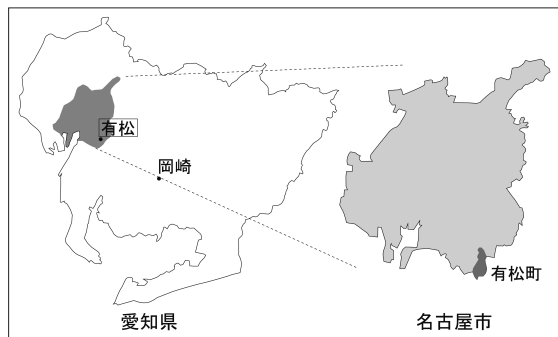


図1 調査対象地

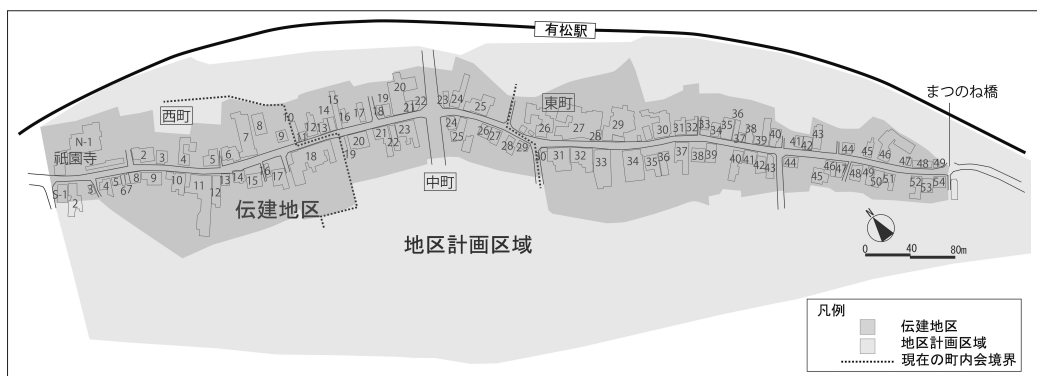


図2 有松における重伝建地区と調査対象建造物(住宅地図に基づき作成)

塗籠造、卯建をもつ町屋が形成された。現在においても伝統的な町屋が全体として保存され、平成28(2016)年に重要伝統的建造物群保存地区(以下、重伝建地区と略す)に指定された(図2)。

有松における既往研究をみると、北山ら¹⁾は重伝建登録前から行われてきた保存制度を称して「有松地区における町並み整備に関する助成等の具体的な施策を自治体が独自に策定する自主制度は、伝統的な建造物を特定して修理を行う修理事業とその他の建造物(一般建造物)の歴史的な景観への調和を図る修景事業の双方を行う「修理・修景型」と位置づけし、伝統的建造物以外の一般建造物を対象に変容内容を把握し、修景事業の運用実態を明らかにし伝統的建造物との意匠の関係性について考察を行っている。本研究はそれ以降を捉えるもので、平成26(2014)年の状況と重伝建に指定された後の平成30(2018)年を比較することでその変容を明らかにすることを目的とする。さらに明らかにされた変容について、重伝建登録後に再策定された伝統的建造物以外の一般建造物に適用する修景基準、許可基準に基づき考察する。以上により重伝建登録後の有松の町並み保全と景観保全に対する基礎資料とする。さらに有松は30年余りの自主制度を経て重伝建に登録されたという経緯があり、この前後の変容を記録することは地域の取り組みを重視する景観法施行(2004年)により自主制度が増えることが予想される各地の取り組みに対しても貢献するものと考えられる。

方 法

「江戸期における有松村の範囲は、東海道沿いに沿って西端は祇園寺、東端はまつのね橋とされており、江戸期においてはこの区域内において街並みが形成され3つの町内(西町、中町、東町)があった。」²⁾これに基づき既往の研究においても伝統的な町並みが残るこの範囲が研究対象とされており、本研究においても旧有松村の東海道沿いの祇園寺からまつのね橋までに面する建造物と塀等の工作物を研究対象とする(東海道の北側に立地の建造物N-1~49, 東海道の南側に立地の建造物S-1~54)。調査方法は、最初に有松における既往の調査報告書等より有松の町並みの形成過程と重伝建登録に至るまでの概要を示す。次に現地調査により調査対象範囲の建造物等の立面写真を平成26(2014)年に撮影し、その資料に基づき平成30(2018)年に現地調査を行って平成26(2014)年に撮影したものとの比較を行いその変容を明らかとする。伝統的建造物については現状維持が前提であると考えられ外観調査からはその変化がみえにくいため、対象となる建造物は伝統的建造物以外の一般建造物である。確認された変容について、伝統的建造物以外を対象とした修景基準、許可基準等に基づいて考察を行う。考察を行う上で、補足的に自治体への聞き取り及び住民への聞き取りを行う。

結果および考察

1. 既往の資料からみる有松の町並み形成と保存に関する概要²⁾

1) 近世の町並み形成

萌芽期

1608年に藩の奨励によって「新町」が設けられ、木綿の産地であった知多郡より8名が移住した。最初の移住者の中に後に有松絞りの開祖とされる竹田庄九郎がいた。1635年に東海道筋

に新町を設置するにあたり、新たに住居を造るための屋敷地は無税地として与えられていた。この時期の住居は中央から西寄りにかけて建ちはじめたものとみられる。

発展期

有松絞りは天和元（1681）年、将軍綱吉に献上されたことを契機に尾張の名産として広く知られるようになる。またこの時期は有松を代表とする数々の絞商が興隆した。絞業者の分布をみる限り、開村当初は中町に移住しはじめ、絞りが尾張の名産となると共に屋敷地も西町へ広がり、さらに元禄から享保にかけて東町に屋敷地が広がっていったと考えられる。東町の南側背後には急傾斜の山が迫っており平坦地という地理的条件と町並みが発展する領域との変遷には関係があるものと考えられる。

成熟期

享保から天明4（1784）年の大火までは有松の絞業者に様々な保護政策が図られ有松以外での絞り染めの製造が禁止となり独占権が与えられ、宝暦5（1755）年には鳴海にあった猿堂寺を祇園寺と改名して有松村の西端へ移し寺院の整備を実現した。

天明元（1781）年の知多郡有松村家並改帳によると家数242軒、戸数111軒、人口610人に増加し、祇園寺の3軒を除きすべてが萱葺であった。家数の増加に伴い、屋敷地は東の街道沿いや西では街道背後にも広がりをみせるようになる。

再生期

天明4（1781）年にはほぼ全戸を焼失する大火に見舞われた。大火後に早期復興を目指して藩の援助と住民の努力が重ねられ約20年後には商家が立ち並ぶまでに回復したという。文化3（1806）年に完成した「東海道分間延絵図」の有松村図をみると、家数は200軒ほどで瓦葺や卯建と考えられる建物もみられるが、大半は大火以前と同様に萱葺で再建されて早期復興を実現していたと考えられる。つまり現在のような防火を考慮した塗籠造かつ瓦葺の町屋は大火後まもなく実現したものではなく、一部の財力を蓄えた絞商により近世から近代にかけて次第に整えられていったものと考えられる。

2) 近代の町並み形成

明治維新以降、有松村における有松絞りの独占的な営業権は消滅し有松絞りは著しく衰退したが、絞商の再編を伴いながら明治後期から昭和初期にかけて最も繁栄することとなる。明治17（1884）年の地籍図をみると、東海道南側を中心に広い地割であったことが読み取れ、その多くを絞問屋が占めていた。東海道南側に絞商が占める理由は南入りの直射日光を嫌うという絞商の業態によるものという説もあるが、中町から西町にかけて平坦な敷地奥行を確保できる地形が南に偏していたことによる部分も大きいと考えられる。

3) 町並み保存の取り組み

有松における最も古い町並み調査は、有松町史編纂の一環として昭和28（1953）年に実施され昭和30（1955）年に「有松民家調査」として刊行された。また町並み保存運動は昭和44（1969）年に新聞記者が町並みを見て感動し保存の必要性を説くことに始まる。その後町屋所有者の有志が主体となって昭和48（1973）年に「有松まちづくりの会」が発足した。そのような中、昭和50（1975）年に文化財保護法が改正されて伝統的建造物群保存地区制度が創設されることに先立ち昭和49（1974）年に国庫補助事業として全国10地区で伝統的建造物群保存地区保存対策調査が実施され有松も調査対象地区とされた。これを受け名古屋市は町並み調査を実施し、昭和50（1975）年「有松町並み調査報告」を刊行した。その後の昭和57（1982）年名古屋市文化財調査委員会は「名古屋市内の町並み保存に関する報告書」を取りまとめた。

名古屋市町並み保存要綱

「名古屋市内の町並み保存に関する報告書」における提言をうけ名古屋市は昭和58（1983）年要綱に基づく行政指導の性格をもった独自の町並み保存制度を実施することとし「名古屋市町並み保存要綱」を定めた。それに基づいて昭和59（1984）年保存地区の第1号として有松町並み保存地区を指定し、同保存計画において地区内における建造物の修理・修景基準を定めるとともに「名古屋市町並み保存事業補助金交付要綱」を定め修理・修景に要する経費の補助を開始した。伝統的な建造物が数多く残る旧東海道沿いについて特に重点的保存を図っていくこととし、保存すべき建造物（伝統的建造物）の指定は旧東海道沿いの同意が得られた建造物85棟（その他周辺地域2棟）とした。さらに旧東海道沿いにおいては伝統的建造物の意匠や材料に準じた詳細な修景基準を定め、建造物を新築することがあっても補助対象とするなどの誘導を行い伝統的建造物と調和した町並みの形成を図ることとした。昭和59年から平成25年度まで、修理実績101件、修景実績63件となっており一定の成果をあげたが、要綱には強制力がないため修理・修景基準に適合しない建築行為もみられた。

重伝建登録への取り組み

平成12（2000）年に有松まちづくりの会の役員が中心となって「重伝建選定実行委員会」が発足した。その後住民が行った署名収集と教育委員会が実施したアンケート調査が異なる結果となり、伝統的建造物群保存地区制度の導入については見送られることになる。平成22（2010）年歴史的建造物を活かしたまちづくりを推進するため名古屋市住宅都市局に「歴史まちづくり推進室」が設置され、有松まちづくりの会においても重伝建選定を目指すべきとの議論が改めて行われるようになり、平成24～25年度には歴史まちづくり推進室と大学が共同して町並み調査を実施した。平成26（2014）年に町内会加入世帯の8割以上の賛同が得られたことを受け重要伝統的建造物群保存地区制度の導入に向けた手続きが進められ、平成28（2016）年に指定を受けている。

2. 2014年と2018年の東海道沿いの建造物等の変容

2014年における東海道沿いの建造物の連続立面写真と2018年の状況を比べ、変容した建造物、塀等の工作物についてその変容を図3にまとめた。この図を作成するにあたり、名古屋市有松伝統的建造物群保存対策調査報告書²⁾に添付された連続立面図を参照した。

図3の各変容事例をみると、①（駐車ポーチ撤去）はアルミ製の駐車ポーチが撤去され、入口及び側面の外壁部分に木枠が組まれ、その後店舗として利用されている。②（建替）は店舗が住宅に建て替えられた。③（軒高の抑制）は改築にあたり軒高が抑えられ屋根が架け替えられており、また2階外壁面をみると素地の木で柱、梁がつくられ、建具も木建具が使われている。④（門扉の撤去）は東海道沿いに建てられた門扉が撤去された。⑤（店舗撤去の上駐車場）は店舗であった建造物が撤去され、その跡地を駐車場として利用されており東海道沿いには木製の塀がつくられた。⑥（駐車ポーチの撤去）はアルミ製の駐車ポーチが撤去された。⑦（シャッターから木製建具）は、空き店舗のためシャッターが下ろされていたが、2018年には観光案内所として利用されており、シャッターの前に木製の引戸がつくられている。⑧（外壁塗装色変化）は外壁の塗装色が白から黒へ変容した。⑨（店舗から空き家）は閉店になったと考えられ、看板の撤去がみられた。

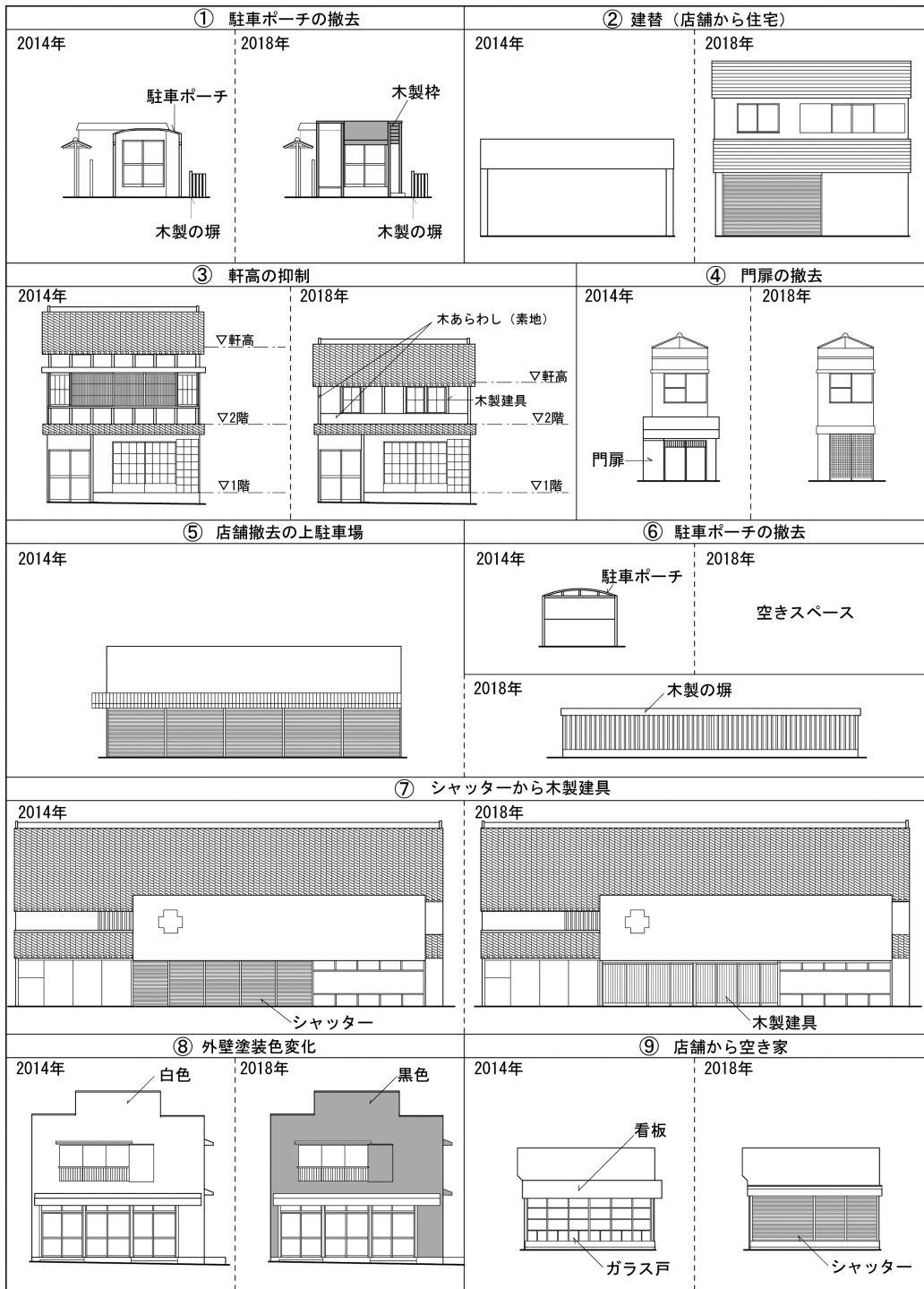


図3 2014年と2018年における旧東海道沿い建造物等の変容（立面図）

3. 修景基準・許可基準に基づいた変容に関する考察

1) 修景基準・許可基準

昭和58（1983）年「名古屋市町並み保存要綱」に基づく昭和59（1984）年の町並み保存計画においては、旧東海道沿いの伝統的建造物以外の一般建造物に関して修景基準を設け、修景する場合に経費の補助を行っていた（限度額は300万円）。平成28（2016）年重伝建登録後の平成29（2017）年4月から実施された伝統的建造物以外の一般建造物に関しての修景基準は、外観を修景基準に基づいて修景する場合に補助がある（限度額700万円）。許可基準は補助金対象外の基準である。表1は重伝建登録後の有松町並みガイドライン⁵⁾と昭和59年の町並み保存地区のあらまし⁶⁾を示したものの抜粋である。それぞれの基準には、伝統的建造物と指定された概ね昭和30年までに建てられたものを修理する際の基準である修理基準も示されているが、本研究対象からは除外されるため記載していない。重伝建登録後の補助対象事例は、自治体への聞き取りによれば2件あり、いずれも伝統的建造物である。また本研究により変容が確認された伝統的建造物以外の建造物9件の内2事例は昭和59年の町並み保存計画における補助対象であった。

表1 修景基準・許可基準（ガイドラインを抜粋して作成）

		重伝建登録後の町並みガイドライン	町並み保存計画の基準(S59)
		修景基準(補助対象)	許可基準
建築物	壁面の位置	有松の歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。 東海道の面する場合は、周囲の伝統的建造物と合わせる。	可能な限り、現在の町並みの壁面線にそらえる。 やむをえず道路より後退させる場合は、伝統的な形式の脚を設置して町並みの連続性を維持する。 2階以下とし、可能な限り軒高・庇の高さを現在の町並みにそらえる。
	高さ	原則として、2階建てとする。 12m以下とする。 東海道の面する場合は、原則として道路境界線上で地上6mから10分の6の勾配を持つ斜線以内に建築する。	原則として、切妻・平入とする。 前面に庇を設ける。 屋根・庇と、黒色桧瓦葺とする。
	屋根・庇	原則として、いぶし瓦の棧瓦葺とする。 屋根勾配は、周囲の伝統的建造物と調和させる。 東海道の面する場合は、軒・庇の出幅、高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	原則として、切妻・平入とする。 前面に庇を設ける。 屋根・庇と、黒色桧瓦葺とする。
	外壁	原則として、漆喰塗り、板張りなどの有松の歴史的町並みに調和したものとする。	外壁の材料は、漆喰又はこれに類するものとし、腰部分は板張り、なまこ壁又はこれに類するものとする。
	開口部・建具	原則として木製建具とする。 木製格子、虫籠窓などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	建具は、木製又は濃い茶色のサッシとする。 窓には可能な限り木製格子をつける。 出入口は、可能な限り格子戸の形式のものにする。
	色彩	有松の歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩とする。 東海道の面する部分は無彩色又は濃い茶色を基調とする。	色彩は、白・黒・濃い茶色を基調にする。 外部の新設の木部は原則として古色仕上げとする。 伝統的建造物である塀の形式のもの又は伝統的な形式にならったデザインのものとする。
工物	原則として、木造とする。漆喰塗り、板張り、瓦屋根などの伝統的な意匠を用い、有松の歴史的町並みに調和したものとする。	有松の歴史的町並みを損なわないものとする。 東海道の面する場合は、歴史的町並みの連続性を維持する位置、形状、意匠、色彩とする。	
駐車場	東海道の面して駐車場を設置する場合は、工物物の修景基準に従い、門・塀等を設置して車面を見えにくくする。	東海道の面して駐車場を設置する場合は、工物物の許可基準に従い、門・塀等を設置して車面を見えにくくする。	

自治体への聞き取りによれば、昭和59年の町並み保存計画の基準から重伝建登録後の町並みガイドラインへの移行により、最低限の基準を示した許可基準と補助金対象となる基準を示した修景基準を示すことでその基準が明確になったという。しかし修景基準と許可基準との間には隔たりがあるが、建築行為を行う場合に必要である自治体への事前相談・協議や有松町並み相談会への事前相談・協議の段階でそれを埋める努力が図られているという。一方、表1の修景基準、許可基準が同等に示されている箇所が、

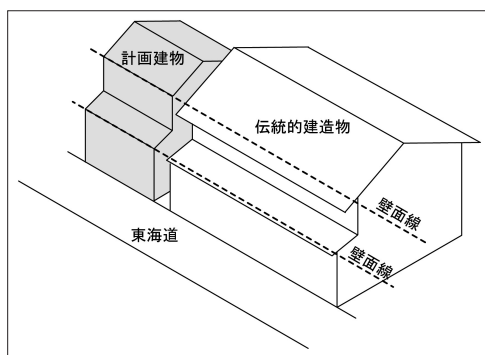


図4 壁面線と建造物との関係

壁面の位置（壁面線：図4）「有松の歴史的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。東海道に面する場合は、周囲の伝統的建造物と合わせる。」と色彩「有松の歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩とする。東海道から望見できる部分は無彩色又は濃い茶色を基調とする。」であり、最低限の基準と補助金対象の基準が同じである点が注目され、壁面を後退させないこと、歴史的町並みを損なわない落ち着いた色彩が前提であることが伺える。また駐車場は昭和59年の計画基準では「原則として設けない。」となっており設ける場合の基準が記載されているが、重伝建後の町並みガイドラインでは「東海道に面して駐車場を設置する場合は、工作物の修景基準（許可基準）に従い、門・塀等を設置して車両を見えにくくする。」とあり、より現実的な対応が示されているものと考えられる。

2) 重伝建登録前後の建造物の変容に関する考察

2014年と2018年の東海道沿いに面する建造物等の変容（図3）について表1の修景基準と許可基準に基づいて、それぞれの変容が基準に適合しているかを確認したものが表2である。但し実際には重伝建登録後の町並みガイドライン以降の変容は確認されなかったため、確認された変容については昭和59年の町並み保存計画の基準に沿って行われたものと考えられる。また本研究において確認された変容は、概ね重伝建登録後の町並みガイドラインにも沿った変容と

表2 変容事例の基準に対する評価

	評価基準	重伝建登録後		町並み保存計画(S59)
		修景基準	許可基準	
①	壁面線	×	×	△
②	壁面線	×	×	△
③	高さ	○	○	○
④	壁面線	×	×	△
⑤	駐車場	○	○	○
⑥	—	—	—	—
⑦	開口部	○	○	○
⑧	色彩	○	○	○
⑨	—	—	—	—

凡例：○概ね基準に沿っている。
△原則は外れているが、その場合の処置がとられている。
×基準に沿っていないと考えられる。

考えられる（変容事例③, ⑤, ⑦, ⑧）。しかし、壁面線については昭和59年の町並み保存計画の基準において「可能な限り、現在の町並みの壁面線にあわせる。やむをえず道路より後退する場合は伝統的な形式の塀を設置して、町並みの連続性を維持する。」とあるように「やむをえず」という記述が設けられているが、重伝建登録後の町並みガイドラインには設けられておらず壁面線を後退しないことが原則となっている点に違いがある。次に①④は既存の建物であり壁面線の後退はやむをえないと考えられそのために町並みの連続性への配慮が塀や門扉などにみられた。一方②の新築の場合をみると道路際に面する駐車スペースを隠すために設けられた工作物と考えられる1階部分の壁面線は伝統的な建物にあわせたものであるが、奥の居住部分と考えられる2階部分の壁面線は後退しており伝統的建造物に沿ったものとは考えられず、壁面線を維持することと道路際に駐車スペースを確保することは関係が深く、この部分への対応に苦慮している様子を伺い知ることができる。伝統的な町並みを保存することと現代社会に不可欠な車に必要な駐車スペースを確保することとの折り合いが難しいと考えられ、一般的な住宅地でみることができると住宅前や横の駐車スペースをどのように配置していくかが新築住宅における課題と思われる。また⑥⑨など空きスペースや空き家に変容したものは評価の対象から外したが、今後歴史的町並みを損なわないためにどのような対策が取られるかを注視する必要がある。

3) まとめ

本研究は重伝建登録前後の東海道沿いにみられる建造物、工作物の変容を明らかにし、ガイドラインを参照して変容に関して考察を行った。概ね基準に沿った変容であると考えられる。特筆される点は壁面線に関係するもの（①, ②, ④）であり、これには駐車スペースに対する問題が背後にあるものと考えられる。有松の歴史的町並みを損なわないことが前提の基準であ

るが、現代社会に不可欠な車を維持する駐車スペースへの対応が課題であると考えられ、住民は町中にある大きな駐車スペースの一部を借り受けるのか各家近くに設けるかの選択が必要であり、各家に設ける場合にはそのために配慮すべき工夫が個々のケースで模索されるであろうと推測される。

本研究は重伝建登録前後の町並みの変容に関する初期段階を捉えることができたが、4年間という短い期間であり限られたものであるため、今後継続的に記録する必要があるものと思われる。また本研究は重伝建登録前後の変容を東海道沿いにみられる建造物や工作物についてみてきたが、それ以外をみると「ありまつ」という有松絞りでつくられた暖簾が各建物の入口に掲げられるなど町並みの連続性が生まれる行為がみられる。また自販機においても赤、白などの自販機が紺色に変わるなど住民の意識変化の現れであると考えられる行為もみられる。今後はこのような町に対する住民の意識の表れが景観形成に与える影響についても考察を加えていきたい。

要 約

本研究は重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区と略す）有松内の旧東海道沿いに面する建造物等について、平成26（2014）年の状況と重伝建に指定された後の平成30（2018）年を比較することでその変容を明らかにすることを目的とする。さらに明らかにされた変容について、伝統的建造物以外の一般建造物に適用する修景基準、許可基準に基づき考察する。

2014年と2018年の東海道沿いに面する建造物の変容は2014年の立面写真と2018年における外観調査より9箇所確認できた。壁面線に関するものが3件、駐車場等の工作物に関わるものが1件、改築・改装3件、空き家・空きスペース2件であった。各変容についてガイドラインに基づき考察した結果、概ね歴史的な町並みに配慮した変容となっているが、壁面線に関わるものの背後には駐車スペースが関係していると考えられ、駐車スペースに対して苦慮しているであろうことが推測された。有松の歴史的な町並みを損なわないことが前提のガイドラインであるが、現代社会に不可欠な車を維持する駐車スペースへの対応が課題であると考えられ、そのための工夫が個々のケースで模索されるであろうと推察された。

謝 辞

本研究は平成26年度名古屋女子大学家政学部生活環境学科卒業論文に基づきその後の変容を捉えたものであり伊東亜紀さん、和田千佳さんに謝意を表するとともに、聞き取りにご協力いただいた有松住民の皆様、歴史まちづくり推進室に感謝申し上げます。

参考文献・引用文献

- 1) 北山めぐみ, 山本直彦, 平尾和洋, 増井正哉: 修理・修景型の自治体自主制度による修景実態に関する研究－名古屋市有松町並み保存地区における外観意匠の類型化と伝統建造物との対応関係－, 日本建築学会計画系論文集, 第79巻, 第706号, 2689-2698, 2014.12
- 2) 名古屋市歴史まちづくり推進室: 名古屋市有松 名古屋市建造物群保存対策調査報告書, 2015.3
- 3) 新谷洋二, 久保田尚他: 歴史を未来につなぐ まちづくり・みちづくり, 学芸出版社, 2006.1.30
- 4) 横山泰, 山崎寿一, 山口秀文: 重伝建地区協町における景観変容に関する研究, 日本建築学会大会学術講

演梗概集, 2014.9

5) 名古屋市：有松 町並みガイドライン 伝統的建造物群保存地区・町並み保存地区のあらまし

6) 名古屋市：「町並み保存地区」のあらまし～有松町並み保存地区～

Abstract

This paper aims to clarify the transition of buildings along the Toukaidou road from 2014 to 2018 in “Arimatsu”, an important preservation district of historic buildings, and to consider their transitions through the landscaping method and the standards of license. This approach is based on a literature review, a field survey and local government’ interviews.

First, this study shows the summary of previous studies, and then clarified 9 parts with transitions of buildings. In conclusion, there was setback of the wall surface line. The setback of the wall surface line was connected with the parking lot, because the wall surface is often backward for constructing the parking lot. The landscaping method has to save the historical townscape, but the parking lot is essential in modern society. Therefore, appropriately designing the parking lot is important for saving the historical townscape.

